

令和5年10月19日

報道発表資料

神奈川県後期高齢者医療広域連合における被保険者証回収勧奨通知の誤送付について

1 概要

当広域連合においては、被保険者証の負担割合が変更になった場合、古い被保険者証を回収するため「被保険者証回収勧奨通知」をお送りしています。令和5年10月11日に発送した回収勧奨通知の中で、本来は通知対象外である方へこれから発行される被保険者証の返却をお願いする内容を記載した通知を誤送付してしまったことが発覚しましたので、ご報告いたします。

2 誤送付対象・件数

対象：既に後期高齢者医療制度に加入しているが、令和5年11月に同一世帯の方が75歳年齢到達で後期高齢者医療制度に加入することにより生じた世帯所得の変更に伴い、12月から負担割合に変更がある方

件数：444通（発送総数42,756通）

3 発覚経緯

10月13日に通知が届いた被保険者から問い合わせが複数件あり、事象が発覚しました。

4 原因

当広域連合では、同一世帯の方が後期高齢者医療制度に加入することにより負担割合が変更となる場合、翌々月から使用する被保険者証の作成を毎月20日前後に行っております。本来であれば、当該処理の前に回収勧奨対象者抽出処理を実施すべきところですが、その処理の順番を逆にしてしまったため、発行予定の被保険者証も回収対象に含まれてしまいました。

5 対象者への対応

お詫びと当該通知について破棄していただきたい旨を記載した通知を送付しました。

6 再発防止

処理スケジュールに留意すべきことを担当間の引継ぎ事項とし、通常と異なるタイミングでシステム処理を実施する場合は処理順に留意し、必要に応じて検証を行い問題がないことを確認します。

問い合わせ先
神奈川県後期高齢者医療広域連合
資格保険料課長 今井 ゆき
電話 045(440)6710